

## 鳩摩羅什考

上原專祿

古來中國における佛典の漢譯について考へるものにして、鳩摩羅什の翻經を重視せざるものは絶無である、と言つて過言ではあるまい。即ち梁の僧祐は

逮乎羅什法師、俊神金照。秦僧融筆、慧機水鏡。故能表發揮翰、克明經奧。大乘微言於斯炳煥。

と贊し「出三藏記、卷第一」、同じく梁の慧皎は、その「高僧傳」の初三卷に、攝摩騰以下六十五人の譯經者につき列傳し終つて後、論をなして、

其後鳩摩羅什、碩學鉤深、神鑿夙遠。歷遊中土、備悉方言。復恨支竺所譯、文製古質、未盡善美。酒更臨梵本、重爲宣譯。故致今古二經、言殊義一。時有生融影徹、觀恒肇。皆領悟言前、辭潤珠玉。執筆承旨。任在伊人。故長安所譯、譽爲稱首。故と賞し「高僧傳、卷三」、唐の道宣もまた「續高僧傳」に

往者、西涼法識、世號通人。後秦童壽、時稱僧傑。善披文意、妙顯經心。會達言方、風骨流便。弘行於世、不虧傳述。

と記して「續高僧傳、卷五」、法識即ち曇無讖のそれとともに、童壽即ち鳩摩羅什の譯業を尊重してゐる。

まことに翻經史上、羅什の占める地位は甚だ高いのであり、前に、漢譯創始期における後漢の支婁迦讖並に安世高等の翻經活動、搖籃期とも稱しうべき三國・西晋時代における支謙並に竺法護たちのそれを承け、後に、支婁、義淨、菩提流支、不空等によつて代表せしめうる唐代の譯經爛熟期に先だつところの、南北朝並に隋代における翻經興隆期の發端にあつて、羅什はその興隆を導入する上に重大な契因を形成したものと云ふことができる。その翻經活動は、僧祐が「出三藏記」に擧ぐるところによれば三十五部、二百九十四卷「出三藏記集錄」上卷第二、大正・五五・一〇一、費長房が「歷代三寶紀」に掲ぐるところによれば九十八部、四百二十五卷「歷代三寶紀」卷第八、大正・四九・七七―七九、道宣「大唐內典」卷第三に「いふところは房錄に同じ、大正・五五・二五二―三五」に算ふるところに従へば七十四部、三百八十四卷「卷第四、大正・五五・五二―五三」といふ處大な譯經量に特色が存するばかりではなく、譯經の對象、その技法、その制度においても、嶄新且つ卓抜なるものが存するのである。そればかりではなく、羅什の譯業は、その所譯佛典が初出又は唯一のものである場合についてはいふまでもなく、餘人の譯出にかかる同種の佛典が存する場合にもそれらの餘譯に優先して、中國及び日本において教理研讀並に信仰上、重用せられ依用せられたといふ事實を介して、これらの地域における教理並に信仰の展開に重要な影響を及ぼしてゐるのである。このことは、現在流布してゐる「大品般若」、「維摩」、「法華」、「阿彌陀」等の重要經典が、悉く羅什譯であることを想起することによつて、その一斑を推知することができる。

かやうの次第であるから、中國における翻經について論ずるものが羅什を重く視るのは、もとより理由の存することであるし、逆に羅什について考へるものがその重要事蹟として専ら先づ翻經を掲げるのも、故なしとは言ひがたい。したがつて、慧皎が「高僧傳」を撰するに際し、譯經、義解、神異、習禪、明律、遺身、誦經、興福、經師、唱導の

十例を設け、諸僧をその主要徳業と考へられるところに従つてこれら十項目中の何れかに配して傳するといふ手法をとるに方つて、撰者が羅什を右の「譯經」中に屬せしめて、その生涯を敘述してゐるのも、不當であると言ひがたいのである。

しかしながら、羅什の行藏は、もとより譯經に盡きるものではない。中國翻經史上羅什の演じた役割がいかに重大なものであらうとも、又譯經が羅什自身の生涯にとつていかに深甚な意義を有つものであらうとも、所詮、佛典の漢譯なるものは、羅什生涯の一部分を形作るにとどまるものである。この點に思をいたすものは、譯業に關聯して羅什を顧みる場合にも、その翻經活動を内に含みながらも、これを越えた羅什の全動靜と全生活とに對して、注意を拂はざるをえないであらう。そして「小品般若」以下の長安における翻經活動は羅什にとつていかなる内的意味を有するものであらうか、又、羅什は總じて精神のいかなる特徴と張力とを以つてその外的生活を終始してゐるであらうかを問はざるをえないであらう。かやうの諸點の吟味は、羅什その人を内面から理解する上に缺くことのできぬ操作であるばかりでなく、進んでは兩秦時代における佛教信仰の特性を解明する一助となるであらうし、さしあたつては中國翻經史の究明に寄與することになるであらう。拙文は、もとよりそれらの一切について考證を試みんとするものではなく、羅什の内的精神の一端を味解せんがための豫備的習作に過ぎぬのである。

## 二

鳩摩羅什が、印度人達多の子なる鳩摩炎を父とし、西域有數の佛教國なる龜茲の王妹著婆を母として、その龜茲に

生れたことについては、異説が存しないやうであるが「世三藏記集傳」中、卷十四、大正・五五、一〇〇、その生年を直接に記すものとして存しないのである。又、その歿年についても、すでに梁代において、諸記に不同があつたと傳へられてゐる「高僧傳」卷二、羅什傳。しかも今、「廣弘明集」所收僧肇の「鳩摩羅什法師誄並序」に見える

癸丑之年、年七十、四月十三日薨乎大寺

といふ明記に信據すれば、羅什は「癸丑之年」即ち東晋安帝の義熙九年、後秦姚興の弘始十五年（西曆四一三年）に歿したのであり、又行年七十を以つて逆算すればその生年は東晋康帝の建元二年（三四四年）に擬しうるがごとくである。慧皎が自ら疑ひつとも

以偽秦弘始十一年八月二十日、卒於長安、是歲晋義熙五年也

となすは、すでに「成實論後記」の記事によつて、これを否定しうること、智昇が唐代において指摘した通りである「開元釋教錄」卷第四、大正・五五・五一五。

さて、右の東晋建元二年（三四四年）を出發點として七十年に及ぶ羅什の外的生涯を通觀する場合には、現存最古の紀傳としてやはり僧祐「出三藏記」並に慧皎「高僧傳」中の、羅什傳に準據し、二傳を補正するに、史書、尺牘、誄、經序、經記等の他資料を以つてするの外はないと思ふ。しかるにこれらの他資料によつて二傳を補正しうるのは、早くも苻秦建元十三年（三七七年）、羅什の推定年齢三十四歳にしてその名が苻堅の口に出つたとき以降の動靜に關してであり、別しては姚秦弘始三年（四〇一年）、五十七歳にして長安に止住するにいたつたとき以後の行藏に就いてであるに過ぎないのであつて、それ以前の事蹟については専ら先きの二傳に依るの外はない。しかれば、この二傳は果し

て信頼に値する文獻であらうか。二傳の記述相互の間に不同が存する場合には何れに依るべきであらうか。二傳の記事が一致する場合には、單純に一致の故を以て信を寄せうるであらうか。これらはもとより個々の場合について具體的に考ふべき性質の問題であるが、又總括的に觀察したときはじめてよく明かならしめうる性格の問題でもある。蓋し、これらは總じて二傳の成立と構造とを問ふ問題であるが故である。

ここに二傳を比讀しつつ、兩者の構造を考へてみると、二傳がその構成を等しくしてゐることが見出される。

先づ「出三藏記」中の羅什傳をとつて構文上の段落に注意を向けると、この傳は自ら三大段落によつて區分せられるやうに觀察せられる。第一段は「鳩摩羅什。齊言童壽。天竺人也。家世國相」を以つて始まる傳の冒頭より、「什道震西域、聲被東國」の記事に及ぶ部分であると考へられるのであり、内容上から見れば、出生より、西域諸國における修學を経て、令名東西に喧傳せられるにいたるまでの、西域に在住してゐた時代の言行を記してゐる。第二段は「符氏建元十三年歲次丁丑正月。太史奏、有星見外國分野。當有大德智人、入輔中國」に始まつて、「弘始三年。有樹連理、生于廟庭。逍遙園恣變爲菴」に終る部分であり、内容の點からみれば、呂光、呂纂の伴として涼州に停留してゐた時代を中心として羅什の行藏を敘した部分である。しかもこの部分が独自の一段を形成すると考へられるのは、その内容が羅什の生涯における一時期をなしてゐるが故であるといふよりは、むしろ、第一段におけるものとは異つた敘述様式がとられてゐると觀察せられるが故である。即ち第一段においては羅什の言行一として明確なる年月に係らしめられたものが存しないのに、今や突如として被傳者の動靜は概ねその年月を標示して記述せられるにいたつてゐるのであり、又、第一段においては、修學の進行、教理信仰の増進を中心として羅什その人を直接に記述の對象と

してゐるのに、今や、この段に入つてはおほむね王侯との交渉下における羅什の進退言行に敘述が局限せられてゐるのである。これ、先きに敢て構文上の段落を問題にするのであると斷つた所以であるが、敘述様式におけるかやうの相違は、この二部分それぞれの源泉史料が性質と系統とを異にしてゐることを示唆する。第三段は「到其年（弘始三年）十二月二十日。什至長安。待以國師之禮。甚見優寵」に始まり、傳末に及ぶ部分であり、内容上、長安止住時代の事蹟を敘述對象としてゐる。この部分もまた羅什の生涯そのものの内容的段落であるばかりではなく、敘述様式において第二段におけるものとは自ら異つた獨自の一節を形成してゐるのである。即ち被傳者その人の事蹟が又もや直接に前面に現れ來たることが第一に注目せられるのであるが、或は「到其年十二月二十日」といふが如く年月の他に日を明記し、或は「大品般若」以下三十三部の譯經名を列擧するなど、記述は詳密且つ具體的となり、或は僧叡のために述べた翻經觀を掲げ、或は沙門法和に贈つた頌を載せるなど敘述は多彩となり、又、長安到來に關してのみは日附を詳記してゐるけれども、全體としては、第一段並に第二段におけるが如くに時の進行に隨つて記述を進めて行くといふ方法ではなく、時の流れといふ觀念を去つていはば平面的に業績、門弟、道友、學風、爲人等の諸觀點の下に、羅什の人物を別々の角度から描寫して行くといふ方法がとられてゐると言つてよい。第三段における構文上のかやうの特色は、この一段が又もや、第一段並に第二段におけるものとは異つた別種の源泉史料から由來せるものなることを示唆してゐると觀られる。

かやうにして、僧祐撰「出三藏記」所收羅什傳が、構文上三段に大別せられうることは疑問の餘地がないと考へられるのであるが、注意すべきことには、以上の段落はそのまま慧皎撰「高僧傳」中の羅什傳についても認められるの

である。即ち第一段は「鳩摩羅什。此云童壽。天竺人也。家世國相」に起きて、「什既道流西域、名被東國」に終り、第二段は「時苻堅僭號關中」に始まつて「至九月（弘始三年）、隆上表歸降。方得迎什入國」に至り、第三段は「以其年十二月二十日、至於長安」より傳末に及ぶ。各段における敘述様式上の特徴は、僧祐傳について注目せられたところと、全く同一である。しかのみならず、各段毎に、二書の間に、廣略の差別はあつても記事内容の一致が多く認められるだけでなく、字句そのもの一致するものが多いことも、上記の所引によつてすでに明かであらう。段落の完全なる同一、記事内容並に字句の頻々たる一致は、この二傳の成立が相互に無關係のものではないことを明示して居り、隨つて二傳はそれぞれ獨立の價値を有するものではなく、二傳において所傳が一致してゐるといふだけでは所傳内容の眞を證するに足りない、といふ一般的印象を脱しえないのである。

然らば、二傳は成立上いかなる關係に立つてゐるのであらうか。「高僧傳」の撰者慧皎は梁の天監十八年（五一九年）以後に成つたこの書の自序において、先行の類書を掲げ、その中に明かに「沙門僧祐撰三藏記」の名をも擧げてゐるといふ事實に著目して、慧皎の羅什傳は僧祐のそれを底本とし、これに字句上の改變並に増廣を施したものに過ぎぬと考へることが可能であらうか。この問題に答へるためには、各段につき更に立ち入つて二傳を比較するとともに、各段と他史料との關係についても吟味を加へねばならぬであらう。

先づ西域時代を内容とせる第一段を検するに、羅什の出生より沙勒における佛鉢輕重に關する母との問答、を敘した前半について言へば、二傳は項目、その内容、その排列をおほむね等しくし、且つ字句の完全に一致するものも多いのである。しかもすでにこの第一段前半においても、慧皎の記事は僧祐のそれに比して往々にしてはるかに長文且

つ周密であり、前者は後者を底本として單に字句につき改修を施したものに過ぎぬ、といふが如き推定を裏切るのである。例せば羅什出生後、母の出家につき僧祐は「既而生什。岐嶷若神。什生之後、還忘前語。頃之其母出家修道。學得初果」と簡單に敘し去つてゐるのに反して、慧皎は「及什生之後、還忘前言。久之什母樂欲出家。夫未之許。遂更產一男……學得初果」と出家の情況を詳記してゐる。兩者を比讀するに、後者は前者を底本としてこれに修辭上の改變を加へ又は想像を以つて恣に前者を増廣したのであるといふよりは、兩者はある共通の底本より派生したものであるといふ推定に導かないであらうか。もとより兩者が、その共通の底本より直接に由來したものであるか、又は同系の別箇の二底本を介して間接に由來したものであるかについては、不明である。更に、沙勒修學以降の事蹟を記した第一段の後半について二傳を比較するに、第一に、所傳の項目數に相違が存するのであつて、慧皎傳は僧祐傳に存しない事蹟を多く録してゐるのであり、第二に同一事蹟を取扱つてゐる項目に關しても往々内容に重要な相違が認められるのであり、又第三に同一項目の排列を異にしてゐる。かくて、この部分についても慧皎傳は僧祐傳を直接の底本として居らないのみならず、一見、前者は後者の底本とは異なつた別系統の底本に由來してゐるやうに觀察されるのであるが、しかも前者には後者と内容の大體に關してのみならず、字句の完全に一致する項目も存するのであり、前述の異點の如きものも同一系統の底本を多少とも異つた仕方と見解とを以つて利用した結果であるに過ぎないと認められるのであつて、この部分についても二傳の關係は第一段前半のものと同様であると考へてよい。

轉じて第一段(前半並に後半)の源泉史料の性質について考へると、それらはすでに亡佚して今日に傳はらない僧傳、僧史の類であらうと概言しうるに止まる。即ち慧皎は、羅什傳を草するに方つて「出三藏記」の他に、少くとも三記

を參看してゐることが傳末の羅什歿年に關する注記によつて明かであるが、その三記とは自序に列擧せられてゐる文獻の何れかを指すと推定せられるに止まる。何れにしても第一段の所傳に關する限り、その内容を補修しうべき資料は現存しないのであり、専ら二傳そのものに限つて考證を行ふ外はないといふ現狀である。その際二傳の記述が一致する場合なるものは、結局それらが同一系統の源泉史料より派生した場合に過ぎぬのであるが故に、記事の一致は以つて所傳内容の眞を保證するの用をなさず、又記事に出入りが存する場合には、よつて取捨を行ふ基準を見出しがたいのである。尤も、所傳の內的批判、並に「出三藏記集」及び「高僧傳」における他者の傳記等を通じて、羅什傳の内容をある程度まで調整しうるのはいふまでもない。要するに、第一段に記述せられた羅什の言行については、眞僞未詳のものが極めて多いと言はねばならぬ。

次に涼州滯留時代を内容とせる第二段について二傳を比較すると、所傳の項目、その内容、その排列は大同であり、特殊の字句にして完全に一致するものも尠くない。而してこの段における大同は、二つの事情に基くものやうに觀察せられる。即ち第一に、ここでは慧皎傳が僧祐傳を參看したため、又は二傳がある共通の僧傳を利用してゐるがためであり、第二に二傳が僧傳以外のある共通の源泉史料に由來してゐるがためである、といふ風に見られる。然らば、僧傳以外のある共通の源泉史料とは何であらうか。試みに二傳を「十六國春秋」諸本即ち「饗録」、通行本「十六國春秋」、湯球撰「十六國春秋補」「晋書」載記の諸條と比較すると、そこに一種の照應關係が見出されることが多い。その一・二の例を擧げよう。

第一例

僧祐傳

符氏建元十三年歲次丁丑正月。太史奏。有星見外國分野。當有大德智人、入輔中國。堅素聞什名。乃悟曰。朕聞西域有鳩摩羅什。將非此耶。

慧皎傳

至符堅建元十三年、歲次丁丑正月。太史奏曰。有星見外國分野。當有大德智人、入輔中國。堅曰。朕聞西域有鳩摩羅什。襄陽有沙門道安。將非此耶。即遣使求之。

十六國春秋纂錄、前秦錄

十三年。太史奏。有星見於外國之分。

當有聖人入輔中國。得之者昌。堅聞西域有鳩摩羅什。襄陽有釋道安。並遣求之。

第二例

僧祐傳

十九年。即遣驍騎將軍呂光、將兵伐龜茲及焉耆諸國。臨發謂光曰。聞彼鳩摩羅什。深解法相、善閑陰陽。爲彼學之宗。朕甚思之。若剋龜茲、即馳驛送什。

慧皎傳

十八年九月、堅遣驍騎將軍呂光、陵江將軍姜飛等、將前部王及車師王等、率兵七萬、西伐龜茲及焉耆諸國。臨發、堅餞光於建章宮。謂光曰。夫帝王應天而治。以子愛蒼生爲本。豈貪其地而伐之。正以懷道之人故也。朕聞西國有鳩摩羅什。深解法相。善閑陰陽。爲後學之宗。朕甚思之。賢哲者國之大寶。若剋龜茲。即馳驛送什。

晉書載記卷十四

太元七年……車師前部王彌實鄯善王休密歇朝于堅。……堅於是、以驍騎呂光

爲持節都督西討諸軍事、與陵江將軍姜飛、輕騎將軍彭晃等、配兵七萬、以討定西域。……明年呂光發長安。堅遂于建章宮。謂光曰。西戎荒俗、非禮義之邦、霸縻之道。服而赦之。示以中國之威、導以王化之法。勿極武窮兵、過深殘掠。

かやうにして、右二例が示す通り、第二段に關する限り、二傳には「晋書」載記又は「十六國春秋」と記事の照應し、字句の一致する項目が多いのである。もとより二傳にのみ存して二書の何れにも缺如してゐる項目も存するのであり、第二段の末尾に近い僧祐傳の一項「停涼積年。呂光父子、既不弘道。故韞其經法、無所宣化」は、慧峻傳にはこれに照應する一項が存するけれども、二書の何れにもこの一項が含まれて居らない。然らば二傳第二段における二傳二書相互の關係はいかやうに表象せらるべきであらうか。

「十六國春秋纂錄」とは「隋書」經籍志卷二に「十六國春秋一百卷魏纂纂錄一十卷」と記すものに該當し、一百卷本の鈔略であると考へられる。而して「十六國春秋一百卷」又は「一百二卷そのものは、「隋書」經籍志にも記す通り、もと北魏の黃門侍郎崔鴻の撰であり、唐代にいたるまでは見在であつたけれども補起龍「史通通釋」外篇、古今正史、宋元の間に散佚したのであるが、明代に入つて屠喬孫が、崔鴻の名に虚託して、編作したものが現在の通行本である。かやうに通行本は偽撰ではあるけれども、諸書所引の崔鴻の書を據つて聯貫排比したものであるが故に、他の偽書と同一視すべきものではないとせられてゐる。「史通通釋」同上、清儒湯球撰するところの「十六國春秋輯補」一百卷も纂錄を底本として、屠本よりも更に復原の努力が拂はれてゐるとみてよい。ところで、崔鴻「十六國春秋」一百二卷が完成したのは魏の正光三年(五二二年)以後のことであり、「魏書」崔鴻本傳、この書が大に行はれるにいたつたのは鴻の子、子元が父の歿後永安年中(五二八―五三〇)魏の莊帝に一本を繕寫奏上して以來のことであつたと考へられる。「史通通釋」同上、參照。したがつて、梁の天監十八年(五一九年)又はその直後に成つた「高僧傳」の著者慧峻は崔鴻の書並にその纂錄を利用しえなかつたわ

けであり、况んや、僧祐はこの兩書の存在を知らぬのである。しかも二傳第二段と「十六國春秋纂錄」との間に上掲の如き關係が認められるのは、二傳が、崔鴻「十六國春秋」前秦錄の源泉資料たる裴景仁撰「秦記」十一卷「史通通釋」同上の類より、直接に派生したためであらうと解するの外はない。現に慧皎は「高僧傳」の自序中に參看の文獻として、僧史、僧傳の類の他に「晉齊宋梁春秋書史。秦趙燕涼荒朝僞歷」を掲げて居り、又、同書卷十五に附載せられてゐる王曼穎が慧皎に贈つた書簡の中には、同書に先行する文獻の一として「秦書」を擧げて居り、且つ「道安羅什、問表秦書」として、「秦書」中、道安并に羅什のことが誌されてゐることを明記してゐる。王曼穎言ふところの「秦書」なるものが裴景仁撰「秦記」を指すか、それとも「隋書」經籍志中に、この「秦記」とともに掲げてゐる何仲熙撰「秦書」八卷を指すか、もとより不詳であるが、裴景仁「秦記」中に羅什の記事が存することについては一證が存する。即ち「太平御覽」七百五十四引の左記一條がそれである。「湯瑛錄」三十國春秋。裴景仁秦記。翻本。

呂光破龜茲。始獲鳩摩羅什。光死。子纘立。戲弄鳩摩羅什。或共碁博、及殺子、云斫胡奴頭。什曰、不斫胡奴頭、其胡奴斫人頭。後續弟越超作字胡奴、果斫纘頭

この一條が、若干字句上の變更を加へて、その儘二傳に收められてゐることは、以つて「秦記」と二傳との關聯の密なるを示すものとして、注意せられてよい。

「晋書」百三十卷は周知の通り唐の太宗の御撰とせられてゐるものであるが、實は貞觀中、房玄齡の奏請により許敬宗等八人が分切撰錄せるもの、太宗御撰とせられるのは宣帝、武帝、陸機、王羲之の本紀列傳に太宗が贊を製してゐるに由る。「隋書」卷五十五。參照。三〇「四庫全書開明目錄」卷五。參照。 何れにせよ、載記を含んで「晋書」の成立は、二傳の成立よりも遙かに後代

のことに屬する。二傳第二段との關聯において特に問題となるのは、載記卷十三、十四（苻堅）、十七（姚興）、二十二（呂光、呂纂、呂隆）の諸卷であるが、二傳とこれら諸卷との間に照應關係が認められるのは、やはり兩者がいわゆる「十六國史」中の裴景仁撰「秦記」、姚和都撰「秦記」、段龜龍撰「涼記」の類より派生した結果と考へてよからう。

その際、二傳の記事はこれらの霸史より直接に由來したのであらうか、それともそれらを利用した僧傳類を介して間接に派生したのであらうか、又、載記の側でも、それらを直接に利用してゐるのであらうか、それとも「十六國春秋」の形に整理せられたものを用ゐてゐるに過ぎぬであらうかといふが如き問題が別に存するとは言ふまでもない。何れにせよ、二傳第二段の成立にとつて最も重要な關係として、二傳の源流は「秦記」・「涼記」のごとき史書のうち存するものの如くである、といふ點を注意せねばならぬ。これ、この第二段が、第一段及び第三段と異つて、羅什の事蹟を年月標示の下に記述してゐる所以であり、又その言行の記載が、苻堅、呂光、呂纂、張養のごとき王侯貴人との交渉ある場合に限られてゐることの理由でもある。段末に近く僧祐が「停涼積年、呂光父子、旣不弘道。故韞其經法、無所宣化」と記してゐるのは、いかにも羅什の心操と性格とを物語つてゐるやうで一見興味深きものであるけれども、實は源泉史料の性質上、僧祐等はこの期間における羅什の佛者個有の動靜を傳へえないのであり、その空白を理由あるものの如くに説明したものが、二傳にのみ存して二書には該當するもの見出されないこの一項であると私考せられる。

更に二傳第三段に入ると、又もや、源泉史料の性質が第二段におけるものとは異つてゐるやうに考へられる。即ち冒頭に羅什の長安到來の時を記して僧祐は「到其年（弘始三年、四〇一年）十二月二十日什至長安。待以國師之禮。甚見

優籠」と云ひ、慧皎も略同様に記してゐる。しかるに「十六國春秋纂錄」後秦錄には弘始四年の條に「十一月、鳩摩羅什至長安」と記されて居り、その次下に「七年、正月、興如道遙園、引諸沙門聽什說佛經」と述べられてゐる。轉じて「出三藏記」集序卷第八所收、僧叡の「大品經序」を見るに、「以弘始三年歲次星紀冬十二月二十日、至長安。秦王扣其虛闕。匠伯陶其淵致云々」の記事がある。二傳者は、「十六國春秋」後秦錄の源泉たる「秦記」の記事内容に對して批判的となり、より價値ある資料を以つてその内容を補正せんと努めたと思像せられぬこともない。更に、屠本並に湯本「十六國春秋」後秦錄、弘始七年の條には、姚興等、澄玄堂に羅什の説法を聽聞することを記し、屠本「十六國春秋」には更にその次下に塔寺造營のことを記して居り、恐らくは「秦記」にもその記事があつたと想像せられるのであるが、二傳は何れもこの二事を削つて録に上せない。二傳者は今や「秦記」より自由となり、それより解放せられるに至つたとも見られよう。更に屠本並に湯本「十六國春秋」は續いて羅什の譯業に筆を進めて居り、その構文と字句は二傳に再現して居り、ことに慧皎傳にはそれが顯著であるが、「十六國春秋」が羅什の譯業を「諸經並諸論三百餘卷」と簡略に敘し去つてゐるのに對して、二傳はその經論名を一一列擧してゐるのであり、今や二傳者は「秦記」を離れて獨立に作業を行つてゐるとも言へよう。その列擧に方つて自律的であつたのは僧祐であり、傳中所掲の三十三經論名は、自ら新に選定したものも推せられないことはない。しかしながらかかる推定は僧祐が「新集撰出經律論錄」「出三藏記」集錄上卷第二の編者であるところから生ずるのであるが、この經錄においては羅什の譯經三十五部・二百九十四卷とせられて居り、羅什傳における經數と異り、又、排列も等しくないのは何故であらう、といふが如き疑問がある。かかる疑問よりすると、傳中所掲の經名は案外僧祐の自選ではないかも知れぬ。何れにせよ、僧祐が「秦記」を

はなれて羅什の譯經業績を記してゐることには間違ひはなからう。慧皎は「秦記」を離れたけれども、直ちに僧祐傳に又はそれに素材を供した經錄類に追隨して、しかもそこに擧げられてゐる經論名を周到なる注意を拂はずして書寫したに過ぎないことが、兩傳における經論名排列の同一にも拘らず、若干經名が慧皎傳において脱落してゐることによつて察知せられる。かくて羅什の譯業に關する限り、慧皎傳は獨立の價值がない、と考ふべきであらう。何れにしても二傳は第三段に入つて「秦記」のごとき史書より離れ、記事の源流は他に發するにいたつてゐる。然しながらその源流とは何であらうか。「秦書」の類を離れて記述を進めんとする二傳は果して、全き自主性をかち得たであらうか。これに對しては依然否定的に答へられねばならぬことは、すでに上記の示唆するところである。二傳は「秦書」の類より獨立したけれども、直ちに根本史料に直參して、羅什の事蹟を直接に捉へんとする努力を拂つてゐないのである。僧祐は「出三藏記」を以つて經錄を撰し、經序、經記を集録し、又別に「弘明集」を纂して儒佛道交渉の重要資料を集録してゐるけれども、それらのことは、それら限りのことであつて、羅什を傳するに方つては、それらの貴重なる素材が必しも活用せられては居らないのである。むしろ、僧祐は羅什傳を草するに方つては、やはり先行の僧傳の類にその儘依存した傾向が強い。慧皎の場合も同様であり、僧祐傳の他に三記を參看してゐることが傳末の羅什歿年に關する注記によつて知られること、前にも一言した通りである。又その記事に誤謬のあること、その歿年に關する記事が僧肇の誄によつて訂正せらるべきものであることによつて察知せられる。要するに二傳は第三段に關しても、容易に信賴しうべき文獻ではないのであり、その全體としての價值は一種の佛教文學たるの點に存すると解すべきであらう。

さて羅什の生涯を内外兩面に涉つて考ふるに際しては、かくの如き安心のゆかぬ文献をもつて操作を行はねばならぬのであるが、事の順序として西域在任時代における羅什の動靜より考察を開始すると、先づ問題になるのは出家並に修業の情況であらう。七歳にして出家、無名の師より受經したとは二傳の記すところであるけれども、出家の契因に關して説くところは絶無である。これに反して羅什の母耆婆の出家については詳記の存するものがあり、羅什は自己の意思に基いて出家を行つたといふよりは、むしろ母の出家に隨伴したに過ぎぬといふ印象を受ける。一體、耆婆は頗る個性の強い自律的な婦人であり、ある意味では氣隨な性質であつたやうに見受けられる。羅什の父、炎との婚姻がすでにそれであり、諸國嫂之、並不肯行。及見摩炎、心欲當之、乃逼以妻焉」と慧皎は記してゐる。それほどに執心の婚姻ではあつたけれども、羅什の生後、耆婆は出家を冀ひ炎を困惑せしめてゐる。即ち慧皎はその間の消息を「久之、什母樂欲出家。夫未之許。遂更產一男、名弗沙提婆。後因出城遊觀、見塚間枯骨、異處縱橫。於是深惟苦本、定求離俗、誓至落髮、不啜飲食。至六日夜、氣力蘇乏、疑不達旦。夫乃懼而許焉。以未剃髮故、猶不嘗進。即勅人爲除髮、乃下飲食。次旦受戒。仍業禪法、專精匪懈。學得初果」と傳へて居る。かく耆婆の出家離俗の情を詳記してゐる慧皎も羅什本人に關しては「什年七歲、亦俱出家」と略敘し去つてゐるのであつて、おそらくは羅什の出家は耆婆の意思に出たものであらう。

すでに出家そのものが羅什の自主的意思に發したものと考へられないやうに、修學についても羅什自らが萬般の

工風を凝らしたのではなく、依然としてその母が嚮導の任に當つてゐたやうに見られる。即ち羅什年九歳にして辛頭河を渡り罽賓に至つて盤頭達多に受學したのは「母に隨つて」のことであり<sup>傳二</sup>、十二歳にして龜茲に還らんとし沙勒國に進出してそこに阿毗曇、六足諸門等を誦したといふのは、「母攜へて」のことであり<sup>傳二</sup>、又溫宿國に到り道士との討論にこれを破し去つたといふのも「母に隨つて」のことであつた<sup>傳三</sup>。かやうのことは羅什の幼少年時のことで奇もないやうであるが、母が、その獨り印度に去る時まで終始、羅什の進退について示唆を興へんとしてゐたやうであることは、慧皎傳に、羅什に對し方等深教の東方流傳の決意をうながしたのはその母であるやうに記されてゐることによつても推察できるやうに思ふ。何れにしても、少・青年時代の羅什は、母の特殊なる愛撫と配意との下に在り、修業の所を何れに選定すべきかといふが如き意思的撰擇を行ふことなく、與へられたる還境のもとに、生じたる機縁に隨つて、唯當然のこととして修業を續けてゐた、と考へられる。非意思的動靜は、後にも述べるやうに羅什の行履における一大特色であると思はれるのであるが、それは知的に習熟して行つた般若空の心情に由來するのみではなく、少・青年時代を通じて自ら意思的決定の煩を擔當する必要がなかつたといふ僥倖に根ざした、第二の天性であるかも知れないのである。

修學の對象、その次第、さては受學の師について二傳が記すところには出入りが存する。しかも、その相違にも拘らず、事、修學に關しては二傳の記述がある共通の型式に隨つてゐることが見出される。次にその異同を原文の儘で示さう。頭書の國名は、修學の地として二傳が想定してゐるところのものである。

僧 祐 傳

〔龜茲〕 什年七歲：從師受經：誦毘曇

〔罽賓〕 什年九歲，進到罽賓遇名德法師槃頭達多：師事之。

遂誦雜藏·中阿含·長阿含，凡四百萬言

慧 皎 傳

〔龜茲〕 什年七歲：從師受經：誦毗曇

〔罽賓〕 什年九歲，隨母渡羊頭河。至罽賓。遇名德法師槃頭達多。：崇以師禮。從受雜藏·中·長二舍，凡四百萬言。

〔沙勒〕 至年十二，其母携還龜茲。：什進到沙勒國：什於沙

勒國誦阿毘曇六足諸門·增一阿含

〔沙勒〕 至年十二，其母携還龜茲：什進到沙勒國：遂停沙勒

一年。其冬誦阿毗曇。於十門修習諸品，無所詬受、而備達其妙。又於六足諸門、無所滯礙

〔龜茲〕 及還龜茲，名蓋諸國。遂博覽四韋陀·五明諸論·外

道經書

〔沙勒〕 什以說法之暇，乃尋訪外道經書，善學韋陀舍多論。

：又博覽四韋陀典、五明諸論

〔龜茲〕 後從佛陀耶舍、學十誦律

〔龜茲〕 又從須利耶蘇摩、諮粟大乘。：誦中·百二論

〔沙勒〕 須利耶蘇摩：專以大乘為化。：什亦宗而奉之：蘇摩

說阿耨達經。什聞陰界諸入皆空無相：什方知理有所歸。遂專務方等：因廣求義要。受誦中百二論及十二

門等

〔龜茲〕 龜茲王躬往溫宿，迎什還國：至年二十受戒於王宮。

從卑摩羅叉、學十誦律

〔龜茲〕 於龜茲帛純王新寺，得放光經。：仍習誦之

〔龜茲〕 後於雀梨大寺、讀大乘經。：停住二年、廣誦大乘經

〔龜茲〕 後於〔新〕寺側故宮中、初得放光經。：仍習誦之

〔龜茲〕 停住二年、廣誦大乘經論、洞其祕奧

鳩摩羅什考

右、二傳の記事を比較するに、修學の對象、次第、師について述ぶるところは大同小異であり、場所については若干の相違があり、十誦律に關しては次第と師とにつき著しい相違が認められる。かくて、ここに二様の問題が生じる。第一は、修學の對象、師、場所、次第、等について兩傳の述べてゐるところは、歴史的事實と考へてよいであらうか、といふ問題であり、第二は、兩傳における記事の相違は何を意味するのであらうか、中にも十誦律に關して著しい相違があるのは、何に由來するのであらうかといふ問題である。

第一の問題については、これを直接に肯定し、又はこれを否定しうべき積極的資料は別に存しない、といふべきであらう。しかしながら、兩傳はある型式的思辨によつて構成せられたものの如くである、といふ觀察を通じて、兩傳の作爲性を指摘することは可能である。受學の師と所との問題を別にして、その對象と次第とに注意を向けると、

(一) 學は内外に涉つて居り、内典について言へば大小乗の三藏に涉つてゐること、(二) 羅什翻經として著名な「十誦律」・「中論」・「百論」・「放光經(大品般若)」が習誦せられてゐること、(三) 次第について言へば、小乘並に外典の研鑽より大乘のそれに推移してゐる——その際、十誦律受學を大乘諸稟の前に配する僧祐傳の排列は、この關係をよりコンセンクトに示してゐる——こと、この三點が特記せられてゐると見てよい。而してかやうの特記は、それらが歴史的事實であるが故にその現實の儘に記されたのであるといふよりは、思辨に基いて構想せられたものであらうといふ印象を受けるのである。即ち羅什が博學であり、又それとして知られてゐたことは毫無識のことを「博、多、識、羅什之流。祕呪神驗、澄公之匹」と評した魏の拓跋焘の言があることによつても明かであるが「高僧傳」卷、この通

念に基いて西域修學の對象が廣般であつたといふ想定が生じたのであらう。又受學の内容、習誦の對象中に「十誦律」・「中論」・「百論」・「放光經」が擧げられてゐるのは羅什の譯業中、最も典型的、又は最も尊重すべきものと考へられてゐた經律論の各一又は二が西域修學の對象として適當と考へられた箇所に配せられたまでのことであらう。

事實、十誦律のごときは、弗若多羅並に曇摩流支の入關を俟つて、はじめて羅什の傳譯したところのものであつて「高僧傳」卷二、弗若多羅、曇摩流支傳

次大乘に向つたやうに記されて居るのも思辨的であり、おそらく、大乘優越觀を前提として修學は淺より深に向つた筈であると思惟せられた結果であらう。その際、僧祐傳においてはこの思惟方法がより徹底的にとられて居り、そのため小乘薩婆多部の廣律たる十誦律の受學が大乘諸稟の前に配置せられたものと考へられる。しかるに慧皎傳においてこの小乘律受學が大乘三論受誦の後に置かれてゐるのは、慧皎が僧祐の場合とは異つて、十誦律受學の師を卑摩羅叉であると考へたことの結果であると見られる。従つて慧皎傳における十誦律の排列については、先に掲げた第二の問題と併せて考察せねばならない。

修學に關する二傳記事の相違、就中、十誦律受學に關する著しい相違は何に由來するのであらうかといふ第二の問題に對しても、決定的解答の困難なものとよりである。しかも、この問題について觀察を進めて行くと、記事の作爲性は愈々明瞭になる。一體、修學に關する二傳記事の相違は、一見して著しく思はれるほどには著大ではないのであり、その相違は、同一の、又は同一系統の底本を廣略異つた仕方と異つた強調點とをもつて利用した結果であると考へられる程度のものに過ぎない。ただ十誦律の場合に限つて、事情は別であり、慧皎は思辨をもつて受學の師、場所、

次第について合理的解釋を試み、これによつて先行本を改修した形跡がある。僧祐傳によれば、羅什は龜茲歸來後、佛陀耶舍に就いて十誦律を學んだことになつてゐる。これは同人の「出三藏記集」卷第十四所收、佛陀耶舍傳における「佛陀耶舍。齊言覺明。罽賓人也。…後至沙勒國。…羅什後至、從其受學阿毘曇・十誦律」の記事に相應するものであり、ただ受學の場所が異つてゐるに過ぎぬ。しかるに慧皎は、羅什が沙勒においてこの佛陀耶舍に師事したことを認めながら「高僧傳」、十誦律受學の師は佛陀耶舍に非ず、龜茲在留の卑摩羅叉であるとする「高僧傳」。慧皎がかく考へた經緯を推すに、この兩人につき彼の念頭に最も強く去來してゐたのは佛陀耶舍が四分律四十四卷の譯主であり「高僧傳」、卑摩羅叉が羅什所譯十誦律五十八卷に對する改訂者であり、且つこの律の弘通者である「高僧傳」といふ事實であつたであらうと考へられる。慧皎はこの業績を介して、羅什十誦律受學の師を兩人のうちに選定するといふ方法をとり、佛陀耶舍を排して卑摩羅叉を擧げることが理に適ふ、と考へたのであらう。一度、卑摩羅叉を擧げるとすれば、羅什の十誦律受學の所は龜茲に擬定せざるを得ない。蓋し、罽賓人たる卑摩羅叉はかへつて龜茲にあつて律藏を弘闡し、龜茲陷沒に及んで烏纏に避けた、といふのが中國渡來以前におけるこの律師の進退として慧皎が想定してゐるところのものであるが故である「高僧傳」。更に、龜茲において十誦律が修學せられたと見るときは、この事件は大乗三論受誦の後に配されねばならぬ。蓋し三論の受誦は、龜茲歸還以前に沙勒において行はれたと考へられてゐるが故である。かやうにして十誦律受學の師、場所、次第として慧皎が記してゐるところは、悉く合理的思辨の産物と考へられるのである。

以上の如く羅什修學の對象、師、場所、次第に關する二傳の記事が甚だ架構的なものであり、これらによつては修

學の内容につき何ら確實なる表象に達し得ないのと同様、類型的なる表現と挿話的なる敘述様式とを以つて構成せられてゐる二傳による限り、羅什修學並に修行の心情と内的様相についても、極めて漠然たる觀念を有ちうるに過ぎない。即ち、當時にあつて考へうる限りの、又能ふ限りの廣範域に渉る内典及び外典の讀誦並に知的研鑽を通じて、空觀的生命觀の情緒的體得と理知的確認とを重ね且つ深める、といふのが羅什修學の要領のやうである、と概言しうるに止まる。讀誦並に研鑽の對象が廣範域に及んで居り、少くとも事内典に關する限り經・論・律のあらゆる方面に關心を有してゐたであらうことは、二傳の記事によつてといふよりも、後年長安における翻經種目の多様且つ多面なることによつて、動かぬところであらう。特記せらるべき契因なく、年齒幼にして母とともに離俗の生涯に導入せられた羅什にとつては、佛者の境界なるものは、いはば因襲的に與へられたものであり、人生諸事を苦の感覺を中樞として自ら體驗し、その人生苦を離脱せんとする己有の實踐的要請の結果ではない、と觀察せられる。したがつて修學なるものは、解脫の意思的要請に應ずべき修行者の様相をとらず、専ら先づ自己を學僧として形成しゆく知的研鑽の方向をとる。二傳にすでに、修學時代のこととして「爲性率達、不厲小檢。修行者頗共疑之。然什自得於心、未嘗介意」と記されてゐるのは、恐らくは、この間の消息に應ずるものであらう。彼にとつて介意すべきことは、因襲的に與へられた通佛教的空觀の教理を自己の哲學として體得することであり、それも空觀の教理を世界觀的理觀として理念的に把持するのみならず、自らの心情の現實構造自體が空ぜられるまでの内面的消化を要望してゐたと見てよい。二傳に母とともに沙勒國に進出した當時の出來事として、頂戴した佛鉢の重きに勝へかねてこれを下し、「我心有分別故鉢有輕重耳」と教言を發したことが傳へられてゐるのは、羅什修學における實際的關心と修學において志向すると

ころとを示唆してゐるやうに思ふ。されば、學僧として自らを形成するとは言つても、それは單に博通多識を求めたのではない。やはり佛者として差別心の超越といふ實際的命題が問題なのであつた。しかしながらその實際的命題なるものは、人生苦よりの離脱といふが如き生々しく且つ汎大衆的な現實的要請から直接に出發したのではなく、差別心の撥無といふがごときすでに理念的に整へられた形と段階との下に、與へられたものである。この命題に應へんがために、經典の讀誦と研鑽といふ方法がとられたのであるが、修禪も亦盛んに行はれたと察せられる。即ち長安到着の後、最初に譯出し且つ撰述したものが他ならぬ禪法であつた。僧叢撰「關中出禪經序」一出三藏記一卷九參照ことは、少くとも修禪重視の一證となしう。經典の研鑽に方つては、大小乘經典相互の間に本來輕重の理論的體系を構成する教相判釋的操作を行ふことが主眼ではなく、大小乘諸經典相互の關聯に介意することなく、各經典の一つ一つより直ちに空觀の教義を汲みとることが主要關心事であつたやうであるが、この點については別に考へねばなるまい。要するに少・青年時代の羅什は、緣あるに隨つて大小乘經典の讀誦と研鑽とに従事し、遂に大小兼學の一大學僧となつて行つたと考へられるのであるが、その間刻苦勉勵と形容せらるべき修學態度をとつては居ないやうに見受けられる。非凡の理解力、貴族的なる出自と性格、恵まれたる外境、そして何よりも差別心の超越といふ實際的命題の有つ非意思的性格、かやうの情況に基いて羅什は意思的努力を超えたところで、悠然として修學の實を擧げて行き、終にその「智人」たるの名聲は西域諸國のみならず、東して中國にも及ぶに至つた、と考へられる。

進んで涼州滯留時代における羅什の動靜について考へよう。この點に關する二傳の記述が、源泉史料の性質上、一面的であることは、すでに本稿第二節において指摘した通りである。唯、「晋書」載記並に「十六國春秋」の類によつて若干の補正を行ひうることは、一の幸とせねばならぬ。

慧皎の記すところによれば、羅什の母は龜茲を去つて獨り印度に赴かんとするに方り、羅什に問ふに「方等深教、應大闡眞丹、傳之東土、唯爾之力。但於自身無利、其可如何」の言を以つてしたといふ。母の間に對する羅什の答言には極めて毅然且つ決然たるものがあり、即ち「大士之道、利彼忘軀。若必使大化流傳、能洗悟曠俗、雖復身當爐鏹、苦而無恨」と應へて龜茲に留住し、同地の新寺に止まつたのであるといふ。もしこの記事に據りうるものとすれば、羅什は大法をして東流せしめんとすの決意を内に藏して、外その機會の到るのを待つてゐたことにもなるであらうが、事實は果してその通りであつたであらうか。結果よりみれば、羅什は長安において盛んなる翻經並に講經活動を行ふにいたつたけれども、それらは羅什自身にとつては意圖の實現であるといふよりは、生起し來たつた事件に安詳として身を委ねたことの結果として、自ら行はれるにいたつたまでのもではなからうか。少くとも羅什の龜茲進發は極めて受動的な形態で行はれてゐるのであり、前秦苻堅の建元十九年（三八三年）苻堅の命を奉じて西域遠征の途に上つた驍騎將軍呂光が「晋書」載記卷十四、下、  
「十六國春秋載補」後原錄一、  
「晋書」載記、卷三十二、  
「十六國春秋載補」前秦錄六、翌年七月龜茲王帛純並に來援の胡軍を破つて龜茲城を攻略し、羅什を獲たといふのが「十六國春秋載補」後原錄一、  
「晋書」載記、卷三十二、  
「十六國春秋載補」後原錄一、  
「晋書」載記、卷三十二、  
「十六國春秋載補」前秦錄六、羅什の長安渡來の現實の出發點を形作つてゐるのである。

然らば呂光の羅什獲得とはいかなる事情のものであらうか。本稿第二節に二傳第二段の構成を検するに方つて引用した二傳の記載によれば、苻堅は既に建元十三年（三七七年）までに羅什の存在を熟知してゐたとせられて居り、更に



この最後の點を一方的に強調したのが、西伐に關する二傳の記事であり、就申慧皎の傳するところは極端であつて、龜茲並に焉耆諸國の西伐は、羅什の獲得を主要目的とするものの如き表現をとつてゐる。しかしながら西伐の擧をかやうにいふのは、もとより美化的誇張に過ぎないのであり、建元十三年以來北支那を統一して東晋と天下を兩分するにいたつて以來、現實的考慮を度外視して多少とも幻想的なる王化理念を懷くに至つた苻堅が車師前部王彌眞、鄯善王休密駄の進言に乗じて、その行爲慾を満足せしめんとしたのが即ち西域討伐の擧ではなかつたであらうか。苻堅がこの決意を示すや、堅の季弟陽平公苻融は、中國を虚耗し兵を萬里の外に投じ、その人を得るも役すべからず、その地を得るも耕すべからず、と固諫してゐる。「晋書」戰記卷十四、「十六國春秋」前秦錄六。これに對する堅の應答は勢のみ存して内容は空疎であり、「漢力不能制匈奴、猶出師西域。今匈奴既平、易若摧朽。雖勞師遠歿、可傳檄而定。化被昆山、垂芳千載、不亦美哉」となすのである。上同。苻堅に切諫せるものは苻融のみではなく、朝臣又屢々諫止せんとしたのであるが、堅は皆納れなかつた、と傳へられてゐる。上同。かやうにして近親並に列臣の理由ある反對を押し切つて強行せられたものが西域討伐の擧であり、もとより「賢哲者」獲得のための軍ではない。建元十九年、呂光の長安進發に方り建章宮に餞したとき、苻堅が呂光に告げた言として「晋書」載記卷十四の録するところは、二傳のそれと大いに異つてゐること先引の如くであり、そこには羅什の名すら擧げられては居らぬ。しかしながら、それら一切のことは、苻堅に羅什將來の意思の存したであらうことと矛盾するものではない。否、西伐の擧が幻想的であればあるほど、さやうの思望は有力に存したと考へられぬこともない。

かやうにして、苻堅の命を奉じて遂行せられた呂光の西伐が「賢哲者」羅什の獲得を主目的とする軍でなかつたと

すれば、羅什を得て後、呂光が直ちに「馳驛送什」の擧に出なかつたことも、學僧を遇するに禮を以つてしなかつたやうに二傳が傳へてゐるのも、或は故なきことではない。しかしながらこれらの記事はむしろ羅什の破戒を理由あるもの如くに擬装せんとする傳者の作爲に外ならぬと考へられる。蓋し、一方において羅什の破戒、就中その女犯はいはば常例的のものであり、他方において呂光の人物について、僧祐傳が「性疎慢」と評してゐるのは當らず、事實においては段龜龍が「涼記」において「性沈重質略、寬大有度量」〔太平御覽〕三百七十七引、三十國春秋輯本と記し、「十六國春秋纂錄」がおそらくはこの記事を受けて「沈毅凝重、寬簡有大量」と記してゐる〔後涼〕ところを以つて、眞に近し、と考へられるが故である。事實、呂光は帛純逃奔の後、その弟震を立てて王と爲し胡人を安んじ、西域を撫寧して威恩甚著であつたのである。〔十六國春秋纂錄〕同上、十。「性疎慢」の評語が當るのはむしろ呂光の長庶子たる呂纂であり、光は死に臨んで纂の手を執り「汝性麤武、深爲吾憂。國基既難、守成不易。善輔永業、勿聽讒言」と戒めたと傳へられてゐるのであるが〔纂錄〕、更に纂については、「飲酒過度、出入無恆」と言はれ〔太平御覽〕四百五十四引、段、龜龍「涼記」三十國春秋輯本、又「醉馳遊獵、或馬奔溝壑之間」と述べられてゐるのである。〔初學記〕十八引、段龜龍「涼記」、同上。〔段遊由無度、荒。〕かやうにして、もし二傳の記す通り羅什玩弄の事實があつたとすれば、それは呂光の仕業ではなく、むしろ呂纂のそれと解されて然るべきであらう。「太平御覽」七百五十四引、裴景仁「秦記」に「光死、子續立、戲弄鳩摩羅什」と明記せられてゐることを以つて、その證に擬しうる〔三十國春秋輯本〕。かくの如くして、羅什に對する呂光の擧措として二傳が記してゐるところは、或は作爲に出でたものであり、或は誤記にかかると考へてよからう。

他方、羅什の呂光に對する態度を見るに、當初より好意的であり、或は政治上の實際問題に關して忠言を呈し、或

は實際情勢につき豫告を行つて呂光を佐けてゐる。龜茲平定の後、呂光には留焉の志があつたやうであるが、羅什は「此凶亡之地、不可淹留。推軍揆數、將軍宜速東歸。中路自有福地可居。」となして東還を勧めてゐる。「晉書」後漢書、卷二十一、傳參照。 建元二十一年三月、呂光が龜茲を去つて、その年九月、姑臧に入つたのは、二傳がいふやうに羅什の勸告にその儘従つたわけではなく、二十一年正月、文武の諸官を大饗して進止を博議したところ、衆みな還らん事を請ふたに由るのであるが、「晉書」後漢書、卷二十一、傳參照。 羅什の勸告亦與つて力があつたと考へられぬこともない。太安二年（三八七年）、羅什が姑臧の大風を不祥として當に姦叛あるべきを豫言し、龍飛二年（三九七年）、呂光が呂纂をして沮渠男成等の擁立せる段業を討たしめんとしたとき、羅什が纂軍の不利を豫告したことを諸書が録してゐるのは、「晉書」後漢書、卷二十一、傳參照。 羅什の側では平然としてこれを受けてゐたと想像せられる。羅什を戲弄するがごときこともあつたけれども、先引、參照。 羅什の側では平然としてこれを受けてゐたと想像せられるのであり、それも二傳の記すごとく「常懷忽辱、曾無異色」といふ修行者の心情においてではなく、莞爾として自らもそれに興じてゐたかも知れないのである。事實、羅什は呂纂にとつては共に碁博するまでによき遊戯相手であつたのである。「太平御覽」七百五十四引。 その呂纂に對しても羅什は屢々陽然又は隱然、諫するの心切を盡してゐるのであり、咸寧二年（四〇〇年）のこととして「潜龍屢出、豕犬見妖。將有下人謀上之禍。宜增修德政、以答天戒」と進言したことが傳へられてゐる。「晉書」載記、卷二十一、傳參照。 その際、二傳によれば呂纂はその進言を納れなかつたのであるが、「晉書」載記は「纂納之」と記してゐる。又碁博に方つて呂纂を諷諫したことは、裴景仁「秦記」の明記するところであり、諸書みなこれを録してゐる。

思ふに羅什が呂光・呂纂父子に對してかやうに好意ある進言を行つたのは、父子の政治的立場に同情を寄せてゐたが故ではなく、又後涼國家の安危に關心を有してゐたがためでもない。それは偶々接觸する機會を有した呂光乃至は呂纂個人に對し、自己はもとより相手方をも政治的關聯の外に置いて、淡々として保全の道を指示したに過ぎぬやうに解せられる。而してかかる超政治的好意は、呂光父子に對して初めて示されたのではなく、呂光に敗れた龜茲王帛純に對してもすでに全く同種の好意ある進言がなされてゐるし、後に呂氏を降した後秦の姚興に對してもおそらくは行はれたことであらう。自己をも他者をも政治的關聯の外に置いて思考するのが羅什の思惟方法なのであり、總じて政治的に思考することは羅什の特色ではない。従つて、たとへば護教的立場から國家との積極的聯繫を畫することもなければ、信仰生活の純粹性を國家の外に高踏的に保持せんと努めるものでもない。その點、羅什と略時を同じくして北支那の胡族國家において中國人僧侶が國家との聯繫を策したのとも異り、又南支那の漢族國家において中國人沙門が國家より超然たらんと努めたのとも相違する、と言はねばならぬ。即ち一方において北支那における中國人僧侶の考へ方を見ると、後趙の末季、冉閔の亂に會し徒衆を率ゐて山野に流浪し、遂に襄陽に投じて新野に至つた道安は徒衆に「今遭凶年。不依國主、則法事難立。又教化之體、宜令廣布」と告げたのに對し、衆みな法師の教に隨はんと述べたことが傳へられてゐる。「高僧傳」卷五、釋道安傳又、北魏太祖道武帝に重用せられ、道人統に任ぜられた趙郡の沙門法果は、毎に「太祖明叡好道。即是當今如來。沙門宜應盡禮」と言ひ、常に拜を致したと傳へられ、その拜禮の理由として「能鴻道者入主也。我非拜天子。乃是禮佛耳。云々」と述べたことが併せ録されてゐる。「魏書」釋老志。他方において南支那における中國人沙門の動向をみると、廬山の慧遠は桓玄の廷致を拒絶し、後桓玄が沙門をして王者に敬を盡さしめん

としたのに對してその非を説き、更に「沙門不敬王者論」五篇を著してゐる六、高僧傳一巻、六、慧遠傳。一は國主と結んで法をして久住せしめんとし、他は方外に在つて出家の本領を全うせんとする。彼此相反するやうであるけれども、政治的存在としての國家を強く念頭に置き、これに對して態度を定めんとするその一點は正に共通である。しかるに羅什にいたつては、この何れとも異なるのであつて、敢て國家と結ばんとするに非ず、敢て國家より超然たらんとするに非ず、それを問題視せずして在りの儘の國家と、只現實上、接してゐるやうにみられるのである。

## あとがき

昭和十八年初頭、故三浦新七博士は私に「北傳佛教と唐宋文化」の題下に研究を行ふことをすすめられた。その深意がどこに存したかはもとより知りえなかつたが、私はその研究が自分の専門分野に屬しない故をもつて固く辭退した。しかるに博士は當今の學者が専門分野に執着する弊を指摘してきびしく私を戒め、右の研究を勸奨せられること頗る急であり、私はその論旨によつてといふよりも、むしろ熱意によつて説得せられてしまつた。かくてその手始めとして翻經史の研究に着手し、その最初に取り上げたのが、鳩摩羅什に外ならない。その初段の考證が終了するに先きだつて戦争は終り、博士もまた昭和二十二年永眠せられた。しかるに、戦後の多端なる戦中の比ではなく、羅什に關する私の研究は昭和二十年六月頃の段階のままで停頓を餘儀なくせられてゐる。長安時代の羅什に關する考證を缺いた拙文を本誌に寄せることは、もとより私の本意ではないけれども、晩年における博士の關心の一面を追想する一助として、敢てそのままを寄稿する次第である。